

各 位

平成29年5月26日

会社名 株式会社パレモ
 代表社名 代表取締役社長 吉田 馨
 (JASDAQ・コード番号: 2778)
 問合せ先 常務取締役管理担当 永井 隆司
 TEL (0587) 24-9771

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、又はその他の関係会社の商号等

(平成29年2月20日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
エンデバー・ユナイテッド・ パートナーズ・スリー投資事 業組合	支配株主 (親会社 を除く。)	62.22	0.00	62.22	—
エンデバー・ユナイテッド・ パートナーズ・ツー株式会社	支配株主 (親会社 を除く。)	0.00	62.22	62.22	—

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

エンデバー・エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社（以下「EUP2」といいます。）となります。
 その理由は、当社の株主名簿上の株主であるエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合（以下「EUP3投資事業組合」といいます。）の業務執行組員として、当該組合の業務執行を行い、議決権を行使し得る立場にあることによります。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、その他の上場会社と親会社等との関係

- (1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

EUP3投資事業組合は、平成28年10月18日にお知らせした、「エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合による当社株券に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、平成28年9月5日から実施しておりました当社の普通株式に対する公開買付けの結果、平成28年10月24日付けで、当社の議決権を62.22%所有する主要株主である筆頭株主及び支配株主（親会社を除く。）となりました。また、EUP2は、EUP3投資事業組合を通じて当社の議決権を62.22%所有し、その議決権を行使し得る立場にあるため、当社の支配株主（親会社を除く。）に該当いたします。

しかし、EUP3投資事業組合及びEUP2の事業目的は投資事業であり、当社との間に役員の派遣、兼任といった人的関係や、取引上の関係はありません。

また、平成29年5月18日に開催された当社の第32回定時株主総会において、役員選任議案が承認されたことにより、EUP3投資事業組合の業務執行組合員であるEUP2のグループ企業であるエンデバー・ユナイテッド株式会社との役員等の兼任状況は以下のとおりとなっています。

役員の兼務状況

(平成28年5月18日現在)

役職	氏名	主要株主等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役	竹中 幹雄	ディレクター	企業再生実務、業績改善における豊富な経験を当社の経営に活かし、意見や助言を受けることにより、経営の強化を図るため

当社の取締役6名のうち、支配株主（親会社を除く。）との兼任役員は当該1名です。

- (2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社が親会社等の企業グループに属することによる事業活動上の特段の制約及びデメリット等はなく、一方で、役員等の兼任による経営管理体制の強化等のメリットを享受していると見込まれます。

- (3) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

EUP3投資事業組合及びEUP2の事業目的は投資事業であり、当社との間に役員の派遣、兼任といった人的関係や、取引上の関係はありません。

また、平成29年5月18日に開催された当社の第32回定時株主総会において、役員選任議案が承認されたことにより、EUP3投資事業組合の業務執行組合員であるEUP2のグループ企業であるエンデバー・ユナイテッド株式会社との役員等の兼任状況は以下のとおりとなっていますが、同社より招聘した取締役は1名のみであり、当社取締役の過半数を超えるものではなく、当社の経営方針及び施策の決定については、当社の取締役会等において慎重に討議及び決議がなされており、一定の独立性は保たれている状況にあるものと考えております。

4. 支配株主等との取引に関する事項

平成29年5月19日提出の有価証券報告書の「(関連当事者情報) 1. 関連当事者との取引 当会計年度(自平成28年2月21日 至 平成29年2月20日)」をご参照ください。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主等との取引については、一般的な取引条件と同様に契約条件や市場基準を十分に勘案し、合理的に決定しており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。

以 上